

設問 | 課題 |

① Bの訴えは、AがAで訴状を送達済であるから、~~訴~~訴受け取っているから、訴訟の係属が認められる。そのため、AがBを被告とし、訴えを提起することは、重複起訴禁止（民訴法142条）に反しない。

② 142条は、裁判所の重複審理にお負担の軽減、矛盾した確定判決がなされることの防止、被告の応訴の煩の防止を趣旨とする。したがって、142条本文の「更に訴えを提起する」とは、同一当事者間で、同一訴訟物に關する訴えの提起を指す。（以下、Aの訴え）

Bの訴えとAがBを被告とする訴えの提起は同一当事者間の訴訟であるから、同一訴訟物であれば、142条違反のありやがある。

③ Bの訴えは、本件事故に係る不法行為に基づき損害賠償債務が130万円を超えないことの確認であり、債務不存在確認の訴えである。このBの訴えは、130万円の債務については自認しており争っていない。そのため、訴訟物は、130万円を超える部分である。

次に、Aの訴えは、本件事故に係る不法行為に基づき400万円の損害賠償請求である。したがって、130万円を超える部分は、訴訟物が同一である。

④ しかし、Aの訴えは、Bの訴えと同じで地裁で提起する予定である。また、~~その訴え~~Aの訴えは、Bの訴えの目的である請求又は防御の主張と関連ある請求を目的とする。したがって、Aの訴えは、反訴である（146条1項）。

この場合、両訴えは、併合審理されることになるから、上記②から、~~142条~~142条の趣旨は害しないから、~~142条~~142条Aの訴えは、142条に反しない。よって、Aの訴えは適法である。

③ 下は、本件反訴において、CをBの共同被告とすることができない。これは、
38条の共同訴訟の要件を充足する必要がある。38条は、「訴訟の目的が
権利又は義務が「数人について共通」であるとき、又は「同一の事実上
及び法律上の原因に基づくとき」は、その数人を共同訴訟人として
訴えることができる」とある。

これについて、BとCは、Aに対して、同一事故を原因とする不法行為に
基づき損害賠償債務を争うことになっているから、38条の上記要件は満たす。

④ しかし、反訴において、Cを共同被告として追加できるが、明文の規定は
ない。~~なぜ~~ これについて、38条が訴訟経済を趣旨としていることから、
Cを被告に追加することは訴訟経済に反しないが、~~非~~訴訟の遅延
を招くことになるから、~~い~~にその判断すべきである。

Aは、BCに対し、同一原因に基づく債務を請求することから訴訟経
済には反しない。また、Bの訴は 既に提起した間もない段階であるから
訴訟を遅延させるおそれもない。

⑤ 以上より、Cを共同被告とすることも適法である。 

課題2

① 課題1と異なり、Aの訴は、甲裁判所に提起するから、反訴ではなく、
別訴提起にあたる。この場合、~~併合~~両訴が併合されるには限らない
(152条)から、矛盾した確定判決が生ずるおそれがある。そのため、課題1同様
142条に反するおそれがある。

② ~~また~~ この点について、債務の不存在確認訴訟が先に提起される
ことにより、~~単に~~ Aが訴訟を提起できないこととなり、~~非~~不合理な

結果が生ずるおそれがある。~~また、Bの訴えの濫用~~ また、Bの訴えは確認
訴訟であるから、仮にAがその訴えで勝訴しても、Bが債務を履行
しない場合には、Aは改めて、給付訴訟を提起せねばなる。この場合、
かえって、~~訴訟経費~~ 142条の趣旨である訴訟経済に反することになる。

③ しかし、~~若~~ Aの訴えを封じるために、Bが先にAの先に訴えを提起
おような訴訟の濫用の防止を考慮せねばなる。また、~~確認~~ 訴訟の
一回的解決の面から、確認訴訟より、給付訴訟におき判決の方が
優先すべきである。甲地裁にAの訴えが提起された場合、Bの訴えは、
~~甲~~ ~~乙~~ 訴訟の利益がなかつたとい、訴訟手配をすれば、矛盾判決が生ず
おそれない。

④ 以上より、~~甲~~ 甲地裁にAの訴えを提起せねばなる適法である。

設問2

- ① Lは、裁判所に対し、223条1項におき文書提出命令の申立てをする。
対し、Aの診療記録の所持者であるDは、220条4号1に該当する
ことを理由に、提出を拒むことを怠らねばならぬ。これが言いたいこと。
② 220条4号1は、197条1項2号に規定する事実で、黙秘の義務が
免除されているものが記載されている文書を対象とする。
ここで、Aの診療記録が197条1項2号の職務上知り得た事実で
あるが、黙秘義務が課せられているものにあたる。
③ 職務上知り得た事実で、黙秘義務が課せられているものは、当該事実を
公表・公開することにより、職業に深刻な影響を及ぼす、かつ、今後の職務の
遂行に支障をもたらすものを指す。
診療記録は、患者の身体的情報等が記載されたものであり、患者の
プライバシーに関わるものである。これを患者許可なく公開することは、病院
として、患者からの信頼を失う行為である。したがって、診療記録は原則
197条1項2号に該当する。
④ しかし、本件の場合、文書提出命令の対象は、訴訟の当事者であるAの
診療記録である。また、Aの診療記録の提出を求める理由は、Aが
Aの訴訟で請求する400万円の支払請求に対する反論のためである。
被告としての防御のためである。この場合に、上記原則通りに、提出を
拒むとすれば、訴訟上公平の当事者の公平を損う。また、訴訟当事者
であるAの記録であるから、AもAの訴訟の証拠として、裁判上に提出
されることは予期していたこと。したがって、Aの診療記録も公開
したとしても、職業に深刻な影響を及ぼす、かつ、今後の職務の遂行に支障を

1	
2	もたすとは、いふ。
3	⑤ よう、Dは、220条4号1を理由に、文書提出命令を拒否してゐる。
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

設問3

(ア) について

① 補助参加人は、訴訟の結果について、利害関係を有する第二者を要件とする(43条)。この利害関係とは、法律上の利害関係を意味せず、判決により法律上の地位に影響を受ける場合に認められる。

また、補助参加人の申立ては、補助参加人としておこなうことができる訴訟行為としておこなうことができる(43条2項)。また、補助参加人の訴訟行為は、当該訴訟の程度に従いおこなうことができるが、この限りである。裁判で一切の訴訟行為をおこなうことができる(43条)。

② 本件AはCに対して控訴を提起するつもりだが、Bの補助参加の申立ての時点では、まだ控訴期間内であった。控訴の提起も、43条の一切の訴訟行為に含まれるから、控訴期間内に提起した補助参加人Bの控訴は適法である。

また、一審でCと共同被告であったBは、控訴審でCが敗訴すれば、BのAに対する債務について、Cに対して求償権を取得し得る。したがって、訴訟結果について、利害関係を有している。一応利害関係を有している。

③ よって、(ア)の主張は認められない。

(イ) について

④ 本件控訴の主張は、AのCに対する請求の取消を棄却する判決の取消しと、AのCに対する250万円の支払請求、認容を求めるものである。この主張は内容の場合でも、利害関係を有するといえる。

⑤ 上記の通り、Bの補助参加人としての利害関係は、控訴審でCに

1 対価の債権の取得により、自己の債務負担額を減らすことができるものに
2 あかたない。しかし、本件控訴の主張内容の場合、仮にCが控訴審で敗訴
3 しても、AはCに対して250万円の支払請求が認められるだけである。C敗訴に
4 より、~~BのAに対する債務の額は減るわけ~~ Aは、B・Cを相手と250万円から
5 支払請求を有するようになるが、BのAに対する債務の額に影響はない。

6 ⑥ したがって、本件控訴の主張の場合、Bに補正参加人としての利害関係
7 は認められない。

8 よって、(1)の主張は認めらる。

9 ⑦ 以上より、本件控訴は不適法である。